

## 道路占用許可申請の手引き

道路占用許可行為は道路法第 32 条の規定に基づいて道路管理者以外の者が道路施設での行為について道路管理者の許可を受けて占用するものです。

占用工事期間中は占用料が発生するほか申請者が構造物等を管理することになります。

市は占用にあたり目的が占用基準に合致した規格・構造となるかを審査し許可書を発行します。

申請者は、工事实施ののち完了届をもって検査を経て占用期間満了まで管理することになります。占用期間は更新許可により継続することが可能です。

### 1. 道路占用許可申請の流れ

占用者：道路占用許可申請書を市へ提出（提出部数:2部）

受付 ↓ 審査 審査期間：概ね 2 週間

市：道路占用許可書（却下通知書）を交付

※申請書の内、1部は許可書(却下通知書)と一緒に返却

↓

占用者：着手届を作業着手前に市へ提出（提出部数：1部）

交通規制を伴う場合は、糸魚川警察署の道路使用許可が別途必要

↓

占用者：道路占用（作業・工事）を実施

↓

占用者：完了届を道路占用（作業・工事）完了後、速やかに市へ提出

（提出部数：1部）

添付書類：写真が必要（着手前・施工中・完了）

↓

占用者：廃止届は道路占用物件撤去後、速やかに市へ提出（提出部数：1部）

添付書類：写真が必要（完了・撤去後）

※市は、完了届、廃止届が提出された時、書類若しくは立会の上、検査を実施  
検査合格をもって完了

### 2. 必要書類等

道路占用許可申請に必要な書類は糸魚川市ホームページからダウンロードできます。

HOME—各課ページ—産業部—建設課—施設維持係—各種申請書

—道路関係—道路占用申請書

#### 1) 道路占用許可申請時

- ・道路占用許可申請書（様式第1号）

※記載方法等は、糸魚川市ホームページ「道路関係」「道路占用許可申請書作成上の留意点」及び「道路占用許可申請書記載例」を参照

添付書類

- ・占用工事同意書

「利害関係を有する者の同意」欄には、地元区長、農区長等の署名

押印が必要となります。

その際、氏名だけではなく職名の記入もお願いします。

道路上に占用物を設置し、設置場所が個人所有地に近接している場合は、「隣接地所有者の同意」が必要な場合がありますのでご注意ください。

(1部はコピーでも可) 押印必要

・道路占用料減免申請書

道路占用料の減免を受ける際に必要。事前にお問い合わせください。

提出部数は「1部」

2) 工事着手前

・工事着手届 (様式第4号)

3) 工事完了後

・工事完了届 (様式第5号)

添付書類

着手前・施工中・完了後の写真が必要

※完了後に目視確認ができなくなる部分についての施工中写真は、材質、寸法等が確認できる写真が必要です。

(暗渠管等地下埋設物、側溝基礎、路床巻出し厚、路盤厚、舗装厚等)

4) 占用物撤去後

・廃止届 (様式第14号)

添付書類

完了後・撤去後の写真が必要

※足場の撤去、電柱の撤去など、占用物が廃止された後

※廃止届が未提出の場合は、占用料の負担対象となり引続き負担をお願いする場合があります。